

保育施設等利用申込みに関する同意・確認書

※内容を確認した上で該当する全ての口チェックを入れ、裏面に署名をしてください。

該当 ☒ 認定申請・利用申込について		チェック
①	次の内容について全て確認した上で申込みをします。 ・「保育施設利用申込案内」を読んで内容を理解しました。 ・提出書類の内容に虚偽はありません。(虚偽があった場合は、申込みは無効となり、入所決定していた場合も取消しとなります。) ※また、就労証明書等の偽造については刑法の処罰の対象となる場合があります。 ・提出書類の内容等について、電話や訪問などにより保護者や勤務先等へ確認することがあります。	☐
②	次の内容を全て確認した上で、利用する保育施設等を希望します。 ・保育を利用したい時間と、開所時間(土曜日含む)を確認しています。(入所決定した保育施設等の開所時間を厳守します。) ・空き状況にかかわらず、自宅から保育施設等までの距離や時間をよく検討し、施設見学や調査等により各施設の方針等を確認した上で、通いたい保育施設等を希望しています。 ・入所が可能となる受入月齢を確認しています。(受入月齢を満たしておらず入所できない施設は、希望があっても利用調整対象外となります。)	☐
③	一度提出し受理された書類は、返却できません。	☐
4	①東広島市が医療機関、療育機関並びに乳幼児健診、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関等が保有する情報の閲覧を、集団生活の適否の確認及び保育の参考とする目的のために行い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下、「保育施設等」という。)との情報共有をすることに同意します。 ②保育施設等の利用状況及び申込状況について、関係機関等と情報共有することに同意します。	☐
5	①東広島市が、児童の保護者及び同一住所に居住している者について、教育・保育給付認定及び利用者負担額の決定及び副食費の免除に関する決定に必要な住民情報(マイナンバーを含む)及び市町村民税の情報を調査及び閲覧することに同意します。 ②東広島市が決定した利用者負担額及び副食費の免除に関する事項等について、保育施設等に提示することに同意します。	☐
6	一度の申請による審査期間は、入所希望月を含めて6か月間(6回審査)です(同一年度内に限る)。ただし、妊娠・出産、就学の場合は認定の有効期間を限度として自動的に取り下げとなります。必要に応じて、審査期間終了後の利用申込及び新年度4月利用申込みを行ってください。	☐
⑦	1月～3月入所と翌年度4月入所の申込みを同時にして1月～3月に入所決定した場合は、翌年度4月申込みは自動的に取下げとなります。	☐
8	申込後に、仕事や家族構成その他申込内容に変更があった場合は、速やかに東広島市へ連絡の上、必要な書類を提出します。	☐
9	提出した書類で保護者の保育要件等が確認できず、追加の書類の提出を求められた場合は、指定の期日までに提出します。	☐
⑩	審査結果は毎月10日前後に郵送します。電話による問合せは個人情報保護の観点からお答えできません。	☐
⑪	入所決定後、保育料の額及び副食費の免除に関する通知は入所月の前月末頃に郵送します。 電話による問合せは個人情報保護の観点からお答えできません。	☐
⑫	(私立認定こども園の利用希望がある場合)入所を希望する月の申込受付期間内に、同意書を各施設に直接提出してください。	☐
⑬	(公立施設の場合)重要事項説明書を読みました。日本スポーツ振興保険は加入必須であることを理解しました。	☐
該当 ☒ 利用調整・辞退等について		チェック
1	入所決定を辞退する場合は、定められた期限までに保育所(園)入所辞退届を提出します。(ただし、辞退の場合は辞退した年度中および翌年度4月に再び入所申込をするとときに減点が生じます。)	☐
②	利用申込児童について障がいや疾病、発達の遅れなど気になることの申し出がなく、入所(決定)後に判明し、安全に保育することが難しい場合は、決定取消または退所になる場合があります。	☐
③	入所決定後に申込内容に変更があったことが判明した場合は、入所決定が取消しになる場合があります。	☐
④	申込み後に保育の必要がなくなった場合は、速やかに保育所(園)入所申込取下書を提出します。	☐
5	入所決定月の前月末までに保育施設等との連絡・面談等ができなかった場合、入所決定が取消しになる場合があります。	☐
該当 ☒ 入所後について		チェック
1	保育が必要な事由の確認のために、年1回現況届の提出が必要です。指定の期限内に必ず必要書類を提出してください。なお、事由の確認ができない場合は保育施設の利用ができなくなります。	☐
2	次のいずれかに該当した場合は、退園になることを理解しました。 ①保育が必要な事由を確認するために市が求めた書類等を提出しないとき。 ②退職等により家庭でお子さんを保育できるようになるとき。(保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退所となります。) ③クラス年齢が2歳児以下で育児休業を取得するとき。 ※2歳児クラスについては、一定条件下(前年度及び育児休業取得時点で入所保留児童のいない場合)に継続入所が可能です。 ④東広島市外に転出し、東広島市内に勤務地がないとき。 ⑤2か月を超えて保育施設を休んだとき。(ただし、在園児の病気やけが又は弟や妹の出産に伴う休園の場合を除きます。)	☐
③	・就労予定及び育児復帰の保育要件で入所した場合、定められた期間内(入所日の属する月内)に勤務開始(復帰)し、30日以内に就労証明書(復職証明書)の提出が必要です。 ・自営業の場合は、1年経過後に確定申告の写しの提出が必要です。	☐
4	保育施設は、就労など家庭での保育が難しい時間帯に保護者に代わって児童を保育する施設です。家庭で保育ができるときは、家族一緒に過ごす時間を大切にしてください。 ※保育士不足により特に朝夕や土曜利用等の保育士確保が困難な状況にあります。安全で充実した保育を安定して実施するためにも、保育所の適正利用にご協力をお願いします。	☐

(前ページの続き)

該当 保育料及び副食費について		チェック
1	保育施設に在籍した月は保育料又は副食費(以下、「保育料等」)の支払が生じます。また、休園をしても保育料等は生じます。なお、月途中に入所又は退所をした場合には日割り計算を行います。	☐
2	保育料等は代表を問わず保護者に納付義務が生じます。保育料等は申込書に記載された申請保護者(第一保護者)を第一納付義務者として請求を行います。	☐
3	世帯状況に変更があった場合、保育料の額や副食費の徴収・免除の決定(以下、「保育料等の決定」)に変更が生じることがあります。保育課、支所又は利用中の保育施設(以下、「保育課等」という。)に必要書類を提出してください。書類が保育課に到着した月の翌月の保育料等の決定時に変更を行います。	☐
4	市町村民税額に変更があった場合、保育料等の決定に変更が生じることがあります。保育課等に必要書類を提出してください。原則、当年度分の保育料等に限り変更を行います。	☐
5	課税台帳及び世帯状況の調査の結果、市町村民税額等に相違がある場合に、入所日又は年度の初日に遡って保育料等の変更決定を行うことがあります。	☐
6	保育料等は必ず毎月納期限までに納付します。保育料等の決定に変更があり、未納額が生じた場合には、保育課若しくは利用中の施設が指定する期日までに納付します。	☐

==== 以下は該当する場合に「該当」欄に☑を入れ、チェックしてください=====

該当 保育要件が、就労(被雇用者)の場合		チェック
1	就労証明書に記載されている就労事業所の代表者又は就労証明書記載者(担当者)が、児童の保護者やその兄弟姉妹あるいは祖父母など、児童と血縁関係にあたる者に該当する場合には、入所後3か月以内に、就労証明書に就労時間・給与収入申告書(直近2か月分の給与明細)を添えて提出が必要です。	☐

該当 保育要件が、就労(育休復帰)の場合		チェック
1	次の項目に該当する場合は、原則として入所決定の取消し又は退所になります。 <u>(特に保育士就労の場合)</u> ・転職や退職等により就労証明書に記載された就労先への復帰をしない場合 ・定められた期間内での復職をしない場合 ・復職証明書を期限内に提出しない場合	☐
2	育児休業を延長する場合に必要な書類(申込書・申立書等)の写しを申込前に取得し、失くさないよう保管します。	☐
3	希望保育施設等に入所できないときに、育児休業の延長も許容できる(育児休業から復帰をしない)として申込みを行った場合については、調整指数が減点となりますが、希望する保育施設に空きがある場合は入所決定となります。	☐

該当 東広島市外から市内へ転入される場合		チェック												
1	①転入予定日: 令和____年____月____日 ②転入予定住所: 東広島市_____	☐												
2	転入後の保護者の状況として該当するものに☑を記入してください。 <table><tr><td>父</td><td>☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)</td><td>☐ 転職</td><td>☐ 転勤</td><td>☐ 求職活動</td><td>☐ その他()</td></tr><tr><td>母</td><td>☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)</td><td>☐ 転職</td><td>☐ 転勤</td><td>☐ 求職活動</td><td>☐ その他()</td></tr></table>	父	☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)	☐ 転職	☐ 転勤	☐ 求職活動	☐ その他()	母	☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)	☐ 転職	☐ 転勤	☐ 求職活動	☐ その他()	☐
父	☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)	☐ 転職	☐ 転勤	☐ 求職活動	☐ その他()									
母	☐ 現在所属事業所に引き続き勤務(継続して通勤又は単身赴任)	☐ 転職	☐ 転勤	☐ 求職活動	☐ その他()									
3	転入手続き完了後、必ず東広島市(082-420-0934: 保育課直通)に連絡します。	☐												
4	入所日までに転入手続きが完了していない場合、入所決定取消しとなることに同意します。	☐												

保護者のいずれもが、本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年 月 日

保護者署名 父 _____ 母 _____